# 令和5年度第2回滋賀県特別支援教育支援委員会

期 日 令和6年1月24日(水) 時 間 10:00~12:00 会 場 滋賀県庁新館7階大会議室 (オンライン同時開催)

# 1 開会・あいさつ

# 2 議事

- (1)切れ目ない支援体制の構築について 令和5年度 特別支援教育に係る実態調査結果 個別の指導計画と個別の教育支援計画の作成ならびに活用の状況
- (2)就学指導の課題と具体的取組について 「知的障害の程度に関する統一的な指標(中学校版)」について
- (3)今後の本県特別支援教育の取組について 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン・実施プランの改定に向けて

# 3 閉 会

# <配付資料>

# 委員名簿

- 資料1-① 令和5年度 特別支援教育に係る実態調査結果
- 資料1-② 個別の指導計画と個別の教育支援計画の作成ならびに活用の状況
- 資料2-① 「知的障害の程度に関する統一的な指標」改定案について
- 資料2-② 「知的障害の程度に関する統一的な指標(中学校版)」改定案
- 資料2-③ 「知的障害の程度に関する統一的な指標(小学校版)」改定案
- 資料3-① 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン・実施プランの改定について
- 資料3-② 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)の進捗状況について
- 資料3-③ 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」の概要
- 資料3-④ 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)」概要版
- 資料3-⑤ 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議(報告)

滋賀県特別支援教育支援委員会 委員名簿

区 分		滋賀県特別支援教育支援委員会 委員名簿 所 属 等
	<u> </u>	川
	宇野正章	滋賀県医師会:小児科医
医 師	上ノ山 一 寛	滋賀県医師会:精神科医
	福田正悟	滋賀県医師会:学校医
	白 石 惠理子	滋賀大学教育学部教授
学識経験者	礒 部 美也子	奈良大学社会学部教授
	桜 井 弥 生	滋賀県発達障害者支援センター職員 (滋賀県発達障害者支援センター副所長)
	福田建夫	特別支援学校教職員:視覚障害 (県立盲学校長)
	福 井 亜由美	特別支援学校教職員:病弱 (県立守山養護学校長)
	井 尻 正 志	特別支援学校教職員:知的障害·肢体不自由 (県立野洲養護学校長)
	山田貴司池下克美	特別支援学校教職員: 聴覚障害 (県立聾話学校長)
		特別支援学校教職員:知的障害 (県立北大津高等養護学校長)
教育機関の 職員	細 谷 亜紀子	県特別支援教育研究会会長 (野洲市立野洲小学校長)
	東條和徳	特別支援学級設置校教職員 (県特別支援学級·通級指導教室設置校長会長)
	菊 池 晴 子	特別支援学級等担当教員 (大津市立膳所小学校通級指導教室担当教諭)
	深井千恵	幼稚園等教職員 (近江八幡市立金田幼稚園長)
	田中俊夫	県立高等学校教職員 (県立信楽高等学校長)
	境 園子	県総合教育センター職員 (特別支援教育係長)
	長谷川 貴 也	県健康医療福祉部障害福祉課長
県の職員	大久保 法 彦	県中央子ども家庭相談センター所長
	田辺善行	県彦根子ども家庭相談センター所長

(任期:令和4年6月22日~令和6年6月21日)

# 令和5年度 特別支援教育に係る実態調査について【毎年9月1日調査】

■通常の学級に在籍する児童生徒で、発達障害(LD、ADHD、高機能自閉症等)により、<u>特別な教育的支援を受ける必要がある</u>と校内委員会において判断した<u>児童生徒</u>の割合(診断の有無は問わない)

	R 5確定値	R 4確定値	R 3確定値	R 2確定値	全国 R 4 調査
小学校	13.58%	13.41%	14.12%	13.89%	10.4%
中学校	12.58%	12.01%	11.94%	11.62%	5.6%
小中学校 計	13.25%	12.94%	13.40%	13.15%	8.8%
高等学校	7.21%	7.17%	6.82%	5.79%	2.2%

# ■個別の指導計画作成率《児童生徒数の割合》

	R 5 目標値	R 5確定値	R 4確定値	R 3確定値	R 2確定値	全国 H30
小学校	100%	99.9%	100%	99.9%	99.0%	85.6%
中学校	100%	100%	100%	99.6%	98.1%	77.8%
高等学校	100%	94.2%	88.9%	92.7%	95.4%	74.2%

\*全国の数値は国公私立計

# ■個別の教育支援計画作成率《児童生徒数の割合》

 *** 47 . 1 4 2 . 14.7 11.1 1	1111111		4			
	<u>R 5 目標値</u>	R 5確定値	R 4確定値	R 3確定値	R 2確定値	全国 H30
小学校	100%	99.4%	98.2%	95.4%	90.4%	74.1%
中学校	100%	99.6%	98.7%	95.2%	89.9%	71.7%
高等学校	100%	95.8%	88.0%	80.3%	83.2%	69.2%

\*全国の数値は国公私立計

- \*県「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」作成率について 公立小中高等学校の通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒のうち、計画 の作成が必要な児童生徒数を分母として、実際に作成されている割合
- \*全国「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成率について 平成30 年度 特別支援教育に関する調査結果(調査時点:平成30年5月1日現在)より通常 の学級に在籍する児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)で計画を作成する 必要があると判断した者のうち、実際に作成されている人数の割合
- \*令和5年度の「個別の指導計画」および「個別の教育支援計画」の作成率の目標値は、平成31 年3月滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画)に基づく。

# 切れ目ない支援体制の構築について

# 個別の指導計画と 個別の教育支援計画の 作成ならびに活用の状況

# 令和5年度 特別支援教育に係る実態調査結果(滋賀県)

■通常の学級に在籍する児童生徒で、発達障害(LD、ADHD、高機能自閉症等)により、特別 <u>な教育的支援を受ける必要がある</u>と校内委員会において判断した<u>児童生徒</u>の割合(診断の有無 は問わない)

	R 5確定値	R4確定値	R 3確定値	R 2確定値	全国 R 4 調査
小学校	13.58%	13.41%	14.12%	13.89%	10.4%
中学校	12.58%	12.01%	11.94%	11.62%	5.6%
小中学校 計	13.25%	12.94%	13.40%	13.15%	8.8%
高等学校	7.21%	7.17%	6.82%	5.79%	2.2%

■個別の指導計画作成率《児童生徒数の割合》

	R5目標値	R 5確定値	R4確定値	R3確定値	R 2確定値	全国 H30
小学校	100%	99.9%	100%	99.9%	99.0%	85.6%
中学校	100%	100%	100%	99.6%	98.1%	77.8%
高等学校	100%	94.2%	88.9%	92.7%	95.4%	74.2%

\*全国の数値は国公私立計

■個別の教育支援計画作成率《児童生徒数の割合》

	R5目標値	R 5確定値	R4確定値	R3確定値	R 2確定値	全国 H30
小学校	100%	99.4%	98.2%	95.4%	90.4%	74.1%
中学校	100%	99.6%	98.7%	95.2%	89.9%	71.7%
高等学校	100%	95.8%	88.0%	80.3%	83.2%	69.2%
					4	

\*全国の数値は国公私立計

# 両計画の作成率の推移(R1~R5)





R5作成率の目標値 小学校・中学校・高等学校いずれも 個別の指導計画100% 個別の教育支援計画100%

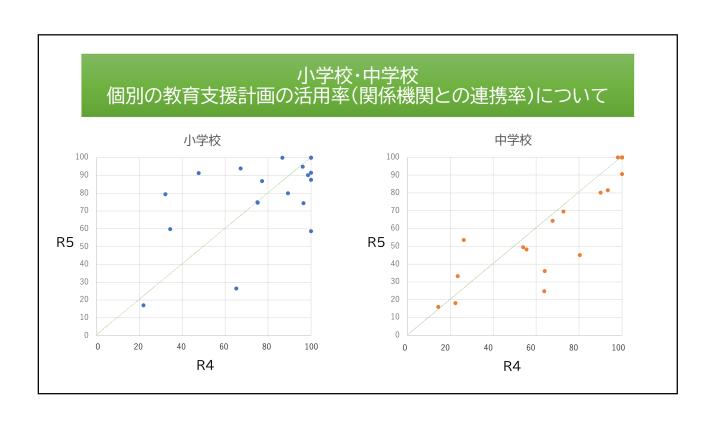
〇両計画の作成については、今後も継続して調査し、進捗を管理 していく必要はあるが、新たな目標を設定する必要がある。

○両計画の内容の充実(PDCAサイクルでの見直し、実際の支援への活用等)や、他機関等との連携における活用については、課題があると考える。今後は活用の面で目標を設定し、両計画の充実につなげていくことが必要である。

進捗管理していく内容										
			第4期 教育振興 基本計画 目標	内 容						
作成率	個別の 指導計画	作成率		公立小中高等学校の通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生 徒のうち、計画の作成が必要な児童生徒数を分母として、実際に作成されてい						
F八 <del>半</del>	個別の 教育支援計画	作成率		使のうち、計画の作成が必要な児童主使数を分母として、美際に作成されている割合						
	引継ぎ資料	引継 活用率		入学時に引き継ぎのあった個別の教育支援計画等の内容を全職員(または学年)で確認・共有し、1学期(6月末まで)に支援を開始できている						
舌用率	個別の	作成 活用率	0	個別の指導計画 活用率 作成した個別の指導計画に基づき、8月末までに支援を開始している						
пл∓	指導計画	指導計画参画率		個別の指導計画を作成している児童生徒のうち、保護者(年齢・発達段階に応じて本人も含む)に提示しながら、個別の指導計画の目標の設定や支援の評価を実施している						
	個別の 教育支援計画	連携率	0	個別の教育支援計画を作成している児童生徒のうち、保護者(年齢・発達段階に応じて本人も含む)および関係機関と個別の教育支援計画の作成や評価にかかる連携を行っている						

# 切れ目ない支援体制の構築に向けて 【個別の指導計画等の利活用についての実態調査結果】<sub>R5.9.1段階</sub>

	引継 活用率*1	作成 活用率*2	参画率*3	連携率*4
小学校	92.4%	97.1%	96.0%	76.6%
(R4)	91.5%	_	90.3%	73.3%
中学校	96.7%	96.4%	94.3%	56.6%
(R4)	94.6%	_	86.3%	64.1%
高等学校	73.5%	34.9%	52.5%	17.1%
(R4)	70.8%	_	42.9%	18.4%





# 今後の取組について

事業など	対象	内容
個別最適な学び推進事業	市町教委 小·中学校	個別の指導計画を中心に置いた教科指導の実践がさらにより多くの学校で取り組まれるよう、ワークショップを開催し市町各校への普及を図る。 発達障害支援アドバイザーを市町の研修会に派遣する。 など
市町特別支援教育担当者協議会	市町教委 特別支援教育担当者	実態調査に係る「連携」の捉え方の共通理解を図る。 個別の教育支援計画を用いた「連携」について、具体的事 例を交流する。
(新)高等学校特別支援教育体制 整備事業	高等学校	高等養護学校と高等学校等による協議会を設置し、地域 の高等学校における特別支援教育の課題解決を図る。 学識経験者・医療・福祉・労働関係者等の専門家による指 導・助言等のほか、研修等を通じて、各学校での理解と専 門性の向上につなげる。 など
高等学校特別支援教育推進事業	高等学校	令和5年度からの3年間ですべての県立高校に巡回指導 員およびスーパーバイザーを派遣し、校内体制の充実を図 る。 など

# 知的障害の程度に関する統一的な指標 改定案について

# 【検討いただきたいこと】

・市町教育委員会からの意見を基に、改定案を作成しました。 各項目等における事務局案について、案による改訂が必要か否か、また、修正すべき点などがありましたら御意見をください。

# 【市町教育委員会からの意見に対する改訂案】

<中1入り段階の目安について>

	適	応行動の困難性を	程度	改訂した方がよいと意見のあった	市町教育委員会の意見	事務局改定案	改定案の理由等
	示	す適応機能の観点	区分	指標			
	日'	常生活習慣行動	A-2	食事、排泄、衣服着脱などの日常	「だいたい」という言葉が A-2、	注釈を記載	どの程度できるのかというこ
	[ ラー	イフスキル		生活に必要な行為や身の周りの片	A-3の「日常生活」「言語発達」	※全部ではないものの大部分は	とについて注釈で記載する。
				付けなどは <u>だいたい</u> できるが・・・・	の欄に何度か出てくるが、どの程	できる程度	
				(他4力所)	度を指すのか分かりにくい。		
	言	語発達	A-3	意味や、ルールが分かって学習す	A-2では「くり上がりやくり下が	意味や、ルールが分かって学習	A-2 の区分は小 1 程度、A-
	意	思の交換		る力がついてくることによって、晝	りのない加減算」や、中 2、3への	する力がついてくることによっ	3 の区分は小 1 後半から小
	学	習技能		<u>く・読む・計算する力</u> がついてく	転学時では「小学校低学年から	て、小1後半から小3程度の書	3 程度の内容の学習が理解
'	1			る。	中学年程度の読み書きが可能で	<u>く・読む・計算する力</u> がついてく	できる状態を想定して作成さ
					ある。」など程度がはっきりと示さ	る。	┃ れているため「小 1 後半から ┃
					れているのに対して、あいまいな		小 3 程度の」という文言を追
					表現である。		加する。
		人関係	A-3	<u>集団</u> の中で、友だちの意見を聞い	読み手によってイメージする姿に		
		団行動		て、 <u>自分の考えをもつ</u> ことができ	幅があるように思う。「集団」の規		
	社	会のルール		る。	模や、「自分の考えをもつことが		
					できる」とはどのようなやり取りを	<u>つ</u> ことができる。	合う活動では、二人から数名
					指すのかなど、より具体的な表		程度のグループでの活動が
	3				現のほうがよい。		想定されていること、また興
							味をもったり、感心したりした
							ところなどを伝えることから
							始めることが大切であるとさ
							れているため、「少人数」、
							「興味をもったり、感心したり
							して」の文言を追加する。

4	友人関係 集団行動 社会のルール	A-2 A-3	ゲーム遊びなど集団行動が、ある程度できる。 ルールの意味や必要性を理解し、 集団行動を行おうとする。	A-2「ゲーム遊びなど集団行動が、ある程度できる」と A-3「ルールの意味や必要性を理解し、集団行動を行おうとする」とあるが、文末だけ見ると、A-2 の「集団行動がある程度できる」の方ができるように感じる。	現指標のまま	A-3 では、「ルールの意味や必要性を理解し」た上での集団行動ということに重きが置かれていると捉えるため。
5	友人関係 集団行動 社会のルール	A-2	「こうなりたい自分」を考え始める。 (自己形成視の芽生え)	・「3 用語解説」として、小学校版のように、内面の育ち・自我の育ちや認識に関わる項目についての解釈が書かれているとよい。・「こうなりたい自分」という表現のとらえ方に迷うことがある。さらに具体的な表記があれば考えやすい。	→「自己形成視」 「自己形成視」 過去の自分と現在の自分をつ なげて考え、「成長した自分」を 実感できる力のこと	自我の育ちや認識に関わる 項目であるので、「自制心の 形成」と同様に、用語解説に 追加する。
6	友人関係 集団行動 社会のルール	A-3		A-2「自制心の芽生え」⇒「自己 形成視の芽生え」の流れで A-3 にもつながる内容の表記がある と分かりやすい	理解し始める。(自己客観視の芽	

# <中2・3への転学時の目安について>

Ī		適応行動の困難性を示す適応機能の観点	程度区分		市町教育委員会の意見	事務局改定案	改定案の理由等
-	1	日常生活習慣行動ライフスキル	A-3	自分の行動に見通しをもって過ごせる。	「自分の行動に見通しをもって過 ごせる」はどの程度なのか、具体 的な生徒の姿はどのようなもの か。	を考えて準備するなど、自分の	幼稚園教育要領において、 幼児期の経験からつなげた い小学校生活での姿として 示されている姿を示した。
	2	言語発達 意思の交換 学習技能	A-3	簡単な文書による指示理解が可 能である。	より具体的になるとわかりやす い。	重要な語や文を見つけて内容の 大体を捉え、簡単な文書による 指示理解が可能である。	
		友人関係 集団行動 社会のルール	A-3	<u>集団</u> の中で、友だちの意見を聞い て、 <u>自分の考えをもつ</u> ことができ る。	読み手によってイメージする姿に幅があるように思う。「集団」の規模や、「自分の考えをもつことができる」とはどのようなやり取りを指すのかなど、より具体的な表現のほうがよい。	意見を聞いて、自分の体験と結	第1学年、第2学年の「話す
		友人関係 集団行動 社会のルール	A-3	限られた範囲ではあるが、人間関係を築き、友だちとの交流や集団 活動への参加ができる。	具体例の追記として以下のよう な文言があるとよい。 ・社会的なルールや対人マナー を理解し、守ろうとすることがで きる。 ・自分の得意・不得意が分かり、 役割を果たそうとすることができ る。	切さを理解し、限られた範囲では	導要領特別の教科道徳にお

# <その他の意見について>

	くての他の意見について						
	市町教育委員会の意見	事務局案	事務局案の理由等				
	「精神年齢」の段を標記されている理由が、定型発達との比較にあ	現指標通り。定型発達については記	この指標は定型発達と比較するものではなく、各程度区				
1	るのなら、A-3 の右列に参考として、定型発達の標記がある方が支	載しない。	分の状態像を示すものであるため。				
	援級への入級か否かの検討に役立つのではないか。						
	自閉症・情緒障害特別支援学級との検討が多くなっているのが現	現指標通り。別表については作成し	本指標は、程度の判断のみではなく、教育課程や指導				
	状なので、社会性の項目や将来見込める力など知的な課題の捉え	ない。	上における望ましい支援を検討するための参考資料と				
2	方の別表を加えてほしい。		することも想定しているため、各指標項目が各程度区分				
			における課題を示すものとして捉えることができると考				
			えるため。				
	基にしている参考が医学的基準であるので、「精神年齢」と表現せ	現指標通り	各程度区分の状態像を捉えるうえでは、精神年齢も示				
	ざるを得ないかもしれないが、現在、就学支援の会議や相談場面	244 May 2	されている方が捉えやすいと考えるため。小中学校段階				
	で、専門家の方も使われることはほとんどない。鈴木・ビネーを基に		で主に使用されている検査は WISC-IVであり、項目名				
:	することも関西圏ではほとんどないので、「発達の・・・・」のようにも		としては「精神年齢」と示されているが、「精神年齢」とい				
	う少しマイルドな表現か、上段に発達検査等の偏差が示されている		う文言自体がなじまないということであれば、上段の「標				
	ので、この段はなくてもいいのではないか。		準化された発達検査や知能指数等によるめやす」に統				
			一してもよいのではないかと考える。				
-	発達検査において WISC-Vを 10 月より取り入れている。心理士	- 現指標通り	検査によって、具体的な尺度を示しすぎることで、逆に				
	より、WISC-IVの数値と多少違いが生じることが考えられると聞	3011 MAZ 3	区分を判断する場合に、考え方を狭くしすぎてしまう可				
4	いている。知的発達を標準化された検査による数値だけでは判断		能性がある。そのため、知能指数については、大まかな				
1	することはないが、違いが大きいようであれば、指標の一つの目安		ラインを表記している。WISC-V においても対応できる				
	として見直しが必要になるのではないか。		と考える。				
-	「標準化された発達検査や知能検査等によるめやす」欄の A-3 で	現指標通り	知的な能力に明らかな遅れがあるかどうかの目安につ				
	は、「おおむね50から75程度」と示されているが、「おおむね50	が旧状地グ	いては、医学的な診断基準では「知能指数がだいたい7				
	から70程度」に変更してもよいのではないか。WISC-IVでは70~		0に満たない状態 とされており、『教育支援資料』およ				
	79 は境界域となっており、通常の学級でも支援を受けている児童		び研究時の先進地視察での研修(「知的障害教育の教				
	生徒が複数いることを考慮する必要があるため。		育課程編成に関する研修]:石塚謙二 豊能町教育長				
	土使が複数でることを息する必要があるにめ。		自味性欄及に関する前で1・43歳二 豆能可数自及     (前文科省特別支援教育調査官))における「70~75程				
5			(削入科目行別又援教育調査目)における「70~75位     度」という説明をふまえ、IQ75で作成されている。発達				
5							
			期における変動の大きさや、低年齢段階における心理				
			的・社会的環境条件の影響の受けやすさ、検査の誤差				
			の範囲、検査時の被験者の状態等を考慮する必要性等したいようで記点されている。「特別大塚常知の教育ない				
			を踏まえて設定されている。「特別支援学級で教育を受した。これに対象がある。				
			けることが可能な程度」の目安の一つを示すものである				
			ので、更に状態像と合わせて見極めていくということで				
			よいのではないかと考える。				

# <小1入り段階の目安について>

適応行動の困難性を示す適応機能の観点	程度区分	改訂した方がよいと意見の合った 指標	市町教育委員会の意見	事務局改定案	改定案の理由等
日常生活習慣行動ライフスキル	A-3	食事、排泄、衣服着脱などの日常 生活に必要な動作、行為や身のま わりの片付けなどはだいたいでき るが、不完全な部分もある。	援助が必要である」の加筆をし		歳すぎ)の項目と一致させ

# 今後の本県特別支援教育の取組について ~滋賀のめざす特別支援教育ビジョンの改定に向けて~

現行の「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」は、本県がめざす特別支援教育を明確にするための「基本ビジョン」が平成26年度に策定され、中長期的な具体の実施計画としての「実施プラン」が平成27年度に策定された。

「実施プラン」の計画期間は、令和7年度までの10年間で、あと2年余りで終期を迎えることから、次期計画期間に向け、滋賀県特別支援教育支援委員会などで意見を伺いながら、計画の改定を進めていく。

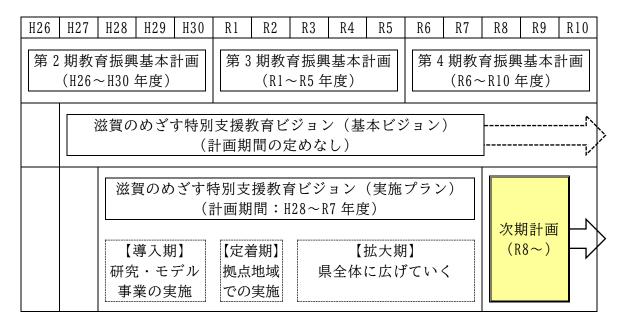
# 1 現行の特別支援教育ビジョンの策定経過と計画期間等

平成 26 年度

- ・第2期滋賀県教育振興基本計画にインクルーシブ教育の推進を位置づけ
- ・外部有識者による「滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会」を全4回開催
- ・「基本ビジョン」平成27年3月策定(計画期間の定めなし)

# 平成27年度

・「実施プラン」平成28年3月策定(計画期間:平成28年度~令和7年度)



# 2 次期計画の策定等の進め方

(1) 滋賀県特別支援教育支援委員会での意見交換・審議等の予定

年度	開催時期	意見交換・審議等の内容		
令和 5 年度	1月24日	現行計画に基づく取組状況、国の政策の動向等の共有 今後の施策の方向性、重視すべき視点・分野などの検		
	8月ごろ	基本理念や目指すべき姿、重点事項などの検討		
令和6年度	1月ごろ	具体的な取組内容、成果指標などの検討 施策の推進体制、各主体の役割や連携方法等の意見交換		
<b>公和7年</b>	8月ごろ	次期計画「骨子案」の審議		
令和7年度	1月ごろ	次期計画「最終案」の審議		

# (2) その他

- ・令和6年度以降、県内各市町や学校関係者のほか、必要に応じて、外部有識者や 関係団体などから意見を聞く機会を設ける。
- ・令和7年度においては、教育委員会のほか、県議会(常任委員会)にも検討状況を報告しつつ、審議等を進める。

# 3 次期計画の位置づけ、計画期間等の考え方 意見交換事項

現行ビジョンは、特別支援教育に特化して策定する初めての計画であり、本県がめざす方向性を示す「基本ビジョン」を策定した上で、具体の実施計画として 10 年間の「実施プラン」を定め、導入期、定着期、拡大期の 3 期に分けて、中長期的に取組を進めてきた。

この 10 年近くで、特別支援教育に関する施策にも一定の進展が見られることから、 次期計画の策定にあたり、その位置づけや計画期間等の考え方について、ご意見を伺 いたい。

# 【ご意見をいただきたい事項】

・次期計画においては、何年先を見据えるべきか。現行ビジョンと同様に 10 年程度 の中長期計画とするか、社会情勢の変化等に応じて、より短期で改定すべきか。

# 4 次期計画の策定に向けて 意見交換事項

現行ビジョン(実施プラン)においては、「共に学ぶ」を基本の柱として、基本の柱を支える6つの柱ごとに目標を掲げ、具体の取組を進めてきた。資料3-②に、これまでの取組状況をまとめているが、いくつかの課題も見られる状況にある。

また、現行ビジョンの策定以降、ICT技術の発展や1人1台端末の整備が進み、 医療的ケア児支援法の制定(令和3年9月施行)など、特別支援教育を取り巻く環境 も変化している。令和3年1月には、資料3-⑤のとおり、国の「新しい時代の特別 支援教育の在り方に関する有識者会議」から特別支援教育の推進方策に関する報告も されている。

こうした状況を踏まえ、次期計画の策定に向けて、今後の施策の方向性、重視すべき視点・分野などについて、ご意見を伺いたい。

# 【ご意見をいただきたい事項】

- ・学校現場や関係機関等のお立場から、計画的に取り組むべきと考えられる課題等 はないか。
- ・課題等が見られる項目について、その改善に寄与する新たな取組や現在の取組を 深化させる方策などはないか。
- ・新たに取り組むべき分野、より重視すべき分野など、柱の構成の見直しを含め、 どういった施策を推進すべきか。
- ・インクルーシブ教育システム構築の観点などを踏まえ、現在の取組の方向性等を 見直すべき施策などはないか。
- ・その他、次期計画の策定に向けて、対応すべき事項、期待する点など。

# 滋賀の特別支援教育ビジョン(実施プラン)の進捗状況について

柱	目標	取組状況	課題	第2次プランに向けて(案)	
1 社会的・職業的 1 自立の実現	よび態度を養うことができるよう、	◇小中高等学校および特別支援学校のそれぞれにおいて、個別の教育支援計画等を活用し、子ども一人ひとりのキャリア発達を促す支援に努めている。 ◇特別支援学校における職業教育を充実させるため、高等養護学校を普通科からしごと総合科に改編し、高等部への職業コースの設置を進めている。 ◇・職業コース等未設置校において、コース設置に向けた教育課程の検討を進め、また、高等養護学校やコース設置校において、教育課程の検証・改善を推進している。 ◇H28年度より「しがしごと検定」と「しがしごと応援団」を開始し、障害のある生徒の就労に向けた取組を強化している。	活用。 ・職業コース等未設置校において、コース設置に向けた教育課程の検討。 ・「しがしごと応援団」との社会的・職業的自立の実現に向けた就業体験等を通じた連携。 ・「しがしごと検定」の安定的な運営。(場所の確保、運営体制の確保など)	・社会的・職業的自立に向けた取組の推進。 ・「しがしごと応援団」に登録する企業324 社(令和5 年3月末現在)の効果的な連携の推進。	
2 発達段階に応じ た指導の充実	障害のある子ども一人ひとりの能力 の伸長と豊かな成長をめざして、各 学校園における発達段階に応じた指 導の充実と改善を図る。	◇発達段階に応じた指導の充実を図るため、各発達段階の特性を考慮した指導を充実させる取組を実施している。 ・小中学校においては、モデル地域の通常の学級における教科指導の充実を目指した研究に取り組み、その知見を県内全域に広めている。 ・高等学校においては、特別支援教育巡回指導員の派遣を行うことで発達障害のある生徒への専門的な指導の充実を図っている。 ・特別支援学校においては関係機関との連携を図りながら、障害の種別や程度に応じた専門的指導を実施している。	画」と教科指導をつなぐ指導・支援(個別最適な学び)の推進・支援の質の向上。 ・高等学校における特別な教育課程の編成に関する研究の促進。また、発達障害	た指導・支援の充実促進。 ・高等学校特別支援教育体制整備事業により、高等学 校における特別支援教育の専門性向上と通級指導教室	
3 教員の指導力や 専門性の向上	導ができるよう、教員の指導力や専門性を向上させる。 ○全ての学校園等における教員研修	◇県総合教育センター主催のステージ研修等において、障害や合理的配慮を含む支援への理解を深めるための研修を実施し、管理職をはじめとした教員の資質向上を図っている。 ◇特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を構築しながら、すべての教員が個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいた効果的な指導・支援を実施できるよう、特別支援教育コーディネーター対象の研修や、「個別最適な学び」推進事業および「高等学校特別支援教育推進事業」等を実施している。	・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善について、好事例の共有等による専門性の向上。 ・個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいた効果的な指導・支援の実施。	ICT活用指導力が他の都道府県に比べ低いことから、 今後ICT機器の効果的な利活用が必要。 ・個別の教育支援計画および、個別の指導計画について、実際の校内支援や関係機関との連携への利活用促進。(両計画「活用率」の設定と進捗管理)・全ての学校園等における特別支援教育の推進。	
4 教育環境の充実	基礎的な教育環境を整えるととも に、子ども一人ひとりの障害の状況 に応じた合理的配慮を提供する。	◇障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ新たな仕組みづくりとして、小中高等学校への新たな特別支援学校分教室の設置等について研究・検討を進めている。 ◇「副次的な学籍」については市町との共同研究を経て、令和4年度より制度化している。 ◇小中高等学校においては、特別支援教育支援員の配置を進めたほか、特別支援学校の 就学要件を満たす児童生徒や医療的ケアの必要な児童生徒が地域で学ぶ体制構築のた め、合理的配慮コーディネーターや看護職員を配置する市町に対して支援を行ってい る。	・特別支援学校分教室の設置に向けた具体的な検討。 ・副籍制度の対象者、障害種を限定していることから、障害種の拡充や中学部や 中学校での副籍制度の実施についての研究・検討。 ・子どもの障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備(通常学 級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校の整備)。	・副籍制度を持続可能な制度にしていくため、学校現場の負担を検証しつつ、取り組み方法について研究・検討が必要。 ・多様な学びの場の整備等、教育環境の整備。 ・医療的ケアが必要な子どもが安心して学校で学ぶことができる体制構築の促進	
教育における連 5 携(役割分担) の推進	担しながら、円滑な実施に向け連携協力して取り組む。 〇保健・医療、福祉、労働等の各種関係機関や、家庭・地域、また企業等との連携協力により、学校卒業後	◇教育課程研究協議会や市町特別支援教育担当者協議会を通して、新学習指導要領を踏まえた教育課程編成の理解等、障害に応じた適切な指導や支援が実施されるよう、県と市町が連携して取組を推進している。 ◇学校と家庭、医療・保健・福祉・労働等の関係機関が連携して障害のある子どもの生活を支えるための基盤づくりとして、特別支援学校のコミュニティースクールを推進しているほか、小中高等学校においては特別支援教育コーディネーターが連携窓口としての役割を担えるよう研修を進めている。	・障害の重い子どもへの適切な支援に関わり、学校看護師のニーズに応じた研修	・個別の教育支援計画の活用による、義務教育段階から高等学校、高等学校から進路先への生徒の実態および支援の確実な引継ぎ。	
6 適切な就学相談 6 の推進	望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な就学相談・進路相談を実施する。 ○就学前から学校を卒業するまでの 発達段階に応じた一貫した指導・支	◇県内どの市町においても同様な就学相談が受けられるよう、就学相談にかかる研修会、専門研修会、園長等運営管理協議会、幼稚園教育課程研究協議会を実施し、就学相談担当者の力量向上を図っている。 ◇特別支援学校はセンター的機能を発揮し、市町に対する相談対応を充実させている。 ◇県総合教育センターの特別支援教育相談では、小中高等学校に在籍する児童生徒本人、保護者、教職員等を対象として相談対応することにより、障害のある子どもの適切な支援の充実を図っている。	・一人ひとりの障害の状態や特性および心身の発達の段階等に応じた就学指導ができるための継続した研修等の実施。 ・一人ひとりの学びにくさに対応できる教師の専門性の向上と、それに伴う指導・支援の質の向上・充実。 ・「知的障害の程度に関する統一的な指標」の見直しを進める等、県内どの市町でも同様の就学相談が受けられるよう、さらなる取組の深化。	・適切な就学相談、在学中の教育相談の推進。	
	○GIGAスクール構想による1人1台端末の導入、大型提示装置の整備、インターネット環境の整備等により、ICT環境はこの数年で格段に向上したが、文部科学省による「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、滋賀県 の「教員のICT活用指導力の状況」における全項目で46位となるなど、ICT機器を活用しきれていない実態がある。 ○「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」では「ICT利活用等による特別支援教育の質の向上」「医療的ケアが必要な子供への対応」「障害のある外国人児童生徒への対応」について、方針が示された。 ○国連から日本の特別支援教育に係る是正勧告を受けたことにより、今後の国の動向を注視する必要がある。				

# 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン (基本ビジョン)」の概要

# はじめに

- ・我が国では、障害者の権利に関する条約の批准や、批准に向けての国内法の整備により特別支援教育を取り巻く環境は大きく変化 し、これまでの特別支援学校を中心とした「特別な場」による指導から、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインク ルーシブ教育システムへと移行していこうとしている。
- ・その一方で、全国の知的障害特別支援学校や小中学校の特別支援学級、また発達障害等通常の学級における特別な支援が必要とする 児童生徒数は、ここ 10 年余りの間で大きく増加しており、本県においてもその例外でない。
- ・こうした状況を踏まえ、県教育委員会では、第2期滋賀県教育振興基本計画においてインクルーシブ教育システムの構築を主要な取組の一つとして位置付けるとともに、これまでの本県特別支援教育のあり方を抜本的に見直し、今後本県がめざす特別支援教育を明らかにするため、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」として取りまとめることとした。

# 第1 本県特別支援教育の現状と課題および今後の方向性

- ・児童生徒数の増加 → 指導の充実と教育環境の整備が課題 就学指導の状況 → 市町間で就学率等に差がある状況を踏まえた適切な就学指導の検討 特別支援学校卒業生の就職率 → 職業的自立をめざした取組の充実
- ・今後の方向性→インクルーシブ教育システムの構築ときめ細かな就学・進路指導をとおした社会的・職業的自立の実現

# 第2 本県のめざす特別支援教育 ~基本ビジョン~

本県がめざす特別支援教育の「基本理念」を次のとおりとした

障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に 学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる

この基本理念に基づき、その達成のための柱(観点)を次の7点にまとめた。

まず、「共に学ぶ」を中心の柱としておき、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことをめざす。

その上で、この「共に学ぶ」を支える周りの柱として、地域で学ぶことや学びの場が柔軟に選択できるよう<u>「適切な就学相談」</u>を推進する。さらに、子どもたちがそのニーズに応じた十分な教育を受け最大限度までその能力を伸長できるよう、学校等における<u>「教</u> <u>員の資質能力向上」</u>と、各学校園等の<u>「発達段階に応じた指導」</u>を進める。またこうした各学校園等の取組を支援するため、県市町において「教育環境の整備・充実」を図り、それぞれが「役割を分担」しながら連携協力して取り組む。

これら取組を通して、障害のある児童生徒の自立に向けた意欲を高め「社会的・職業的自立」による『自立と社会参加』を進める。

# 【7つの柱】

①共に学ぶ(基本の柱) ・インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子ど

もと障害のない子どもが共に学ぶことを推進

択(見直し)できるよう、適切な就学相談を実施

②教員の資質能力向上 ・発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導のための教員の資質能力の

向上

・すべての学校園等における教員研修の充実と人事交流等の促進

④発達段階に応じた指導

・発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長促進のため、各学校園等における指導を改善・充実

⑤教育環境の整備・充実

・合理的配慮の検討と基礎的環境整備など、教育環境の整備・充実

・新たな学籍の仕組みづくりや小中学校等への特別支援学校分教

室設置についての研究。また中・長期的な展望に立った新たな学校づくり等の検討

⑥教育における役割分担

・インクルーシブ教育システムの構築に向けた県と市町との連携協力の推進

⑦社会的・職業的自立

・発達障害を含む障害のある子どもが、日常生活や社会生活の技能や習慣を身に付け、社会参加のための知識、技能および態度を養うことができるよう指導を充実し、そのための環境を整備

# 第3 各学校園等における特別支援教育

# ①幼稚園・保育所等

・発達障害を含む障害のある幼児一人ひとりの障害特性に合ったあそびや運動などをとおして、成長の土台となる力(体力、身体を使う力、考える力、物事を調整する力、思いを伝え受けとめる力等)を育てる

・小学校への就学相談にあたっては、保健・医療、福祉等関係機関との連携のもと適切な情報を提供し、子どもの障害の状況や保護者のニーズを丁寧に把握した上で、個別の教育支援計画などにより円滑な接続となるよう配慮する

### ②小学校

- ・障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶ体制づくりを進めるとともに、 きめ細かな就学指導や進路指導を行う
- ・通常の学級と特別支援学級や通級指導教室、および特別支援学校との連携 を強化し、発達障害を含む障害のある児童一人ひとりの障害特性等に応じ た指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う

### ③中学校

- ・障害のある生徒と障害のない生徒が共に学ぶ体制づくりを進めるとともに、 きめ細かな就学指導や進路指導を進めるため、発達障害を含む障害のある 生徒や保護者に対し適切な情報を提供して、目的をもった進路選択となる よう指導・支援する
- ・通常の学級と特別支援学級や通級指導教室、および特別支援学校との連携 を強化し、発達障害を含む障害のある生徒一人ひとりの障害特性等に応じ た指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う

### 4)高等学校

- ・特別支援学校等の助言・援助を活用し、個々の生徒の障害に応じた指導内 容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う
- ・発達障害のある生徒等に対し、学習指導要領に基づいた教育課程の弾力的 運用やソーシャルスキルトレーニングの導入、また指導方法等を工夫し、 個々の生徒の障害特性に合った指導の充実を図る

基本的考え方 ~きめ細かな鉱学・進路指達を通した社会的・職業的自立の実現~ ○ 障害のある子ともと障害のない子ともが共に学ぶ 障害の重い子ともも含めて、可能な限り地域の学校で学ぶことをめざす O 一人ひとりの子どもが、自らの障害に応じて社会的・職業的に自立する → B常生活や原因生活に必要な力を身に付け、障害や潜性になりた差路を選択する 福祉施設等 一般企業 -保健-医療 **心底里果等社** 高等学校 場際機 高等養護 分長李 特別支援学校 学校 (高等部) 高等部分领本(2) 中学校 Restatut abuse 通知市場 利主 ・交流及び 共同学習 特別支援学校 特別支援 (中学部) 小学校 5-64 *#######* 特別支援学校 (小学部) 通常の学師 な学群 **通照相等** 特別支援予校 (功権部) 現代を定 幼稚園·保育所等 保健・医療 装計等との連携による早期からの一貫(上支部体制の機築

其本ビジョンにおける各校関等のイメージモデル

が終告とび教権を示さ、今後の研究・一でを示す 本で表現の共同学者(の学校研究)を包括と、第一校内での 学数数でのの概念をとれる

資料3-3

义2

・発達障害のある生徒等の進路指導にあたっては、進学にあっては大学入試センターや進学希望先大学などと、また就職にあっては 医療、福祉、労働などの関係機関との十分な連携のもと、適切な本人・保護者への情報提供と支援に努める

# ⑤特別支援学校

基本ビジョンの構成イメージ

多様な個人が能力を発揮しつつ 自立して共に社会に参加し支え合う

共生社会の形成

インクルーシブ教育システムの構築と新しい学校づく

きあ細かな新学・准路指導を通した社会的・酵業的白文の実現

社会的 職業的自立

特別な教育的支援を必更とする明確生往の傾向

社会構造の変化 医療の進歩、監業構造の変化、価値観の転換等

※「発達段階」は、生活年齢と発達年齢の双方の意味を含む

沿割分扣

発達段階

教育環境の

図1

- ・幼児児童生徒一人ひとりの障害の状況に応じた自立と社会参加に向けて、生活技能を高め、将来の生活を豊かにしていくためのき め細かな教育を充実する
- ・幼稚部、小学部における成長の土台となる力づくりと、中・高等部における知識、技能、マナー、体力等就労に向けた基礎的能力の養成をめざす
- ・高等養護学校や特別支援学校高等部の教育課程を見直し、新たな学科の設置等により、生徒の社会的自立や職業的自立に向けた指導の充実を図る
- ・専門性を担保するため、すべての教員の特別支援学校教員免許状の取得をめざす
- ・障害のある子どもの生活の場が地域であることを踏まえ、地域の人々の協力を最大限得られるよう地域等との連携を深める
- ・各障害種の指導の専門性を担保しながら、障害の重度・重複化を踏まえた複数の障害種に対応した特別支援学校の設置を進めると ともに、望ましい名称について検討する。また中・長期的な展望に立って、県内各地域における特別な支援を必要とする児童生徒 の動向(将来推計)等を丁寧に把握し、様々な教育的ニーズに対応できる学校づくりを進める

# 第4 関係機関との連携について

①保健・医療、福祉との連携 ・保健・医療、福祉と連携し、教育的ニーズを反映した個別の教育支援計画を作成し、早期からの本 人・保護者への適切な相談支援を行う

②労働部局や経済団体との連携 ・労働部局や経済団体と連携し、職場の開拓や企業ニーズの把握に努め、障害のある生徒の就労支援 体制を構築する

# 第5 実施計画について ~今後のスケジュール~

「基本ビジョン」に基づく「実施計画」の策定にあたっては、市町教育委員会との十分な意見交換を行い、平成27年度中を目途に、 5年程度の短期計画・10年または10年超の中・長期計画を策定

# 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン (実施プラン) | 概要版

# はじめに

- インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が課題となる中、本県では「地域で共に生きていくための力を育てる」を基本理念 とした「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」を取りまとめた。本プランは、基本ビジョンに示した7つの観点に 基づき、障害のある子どもと障害のない子どもが共に育つことのできる教育とその指導の充実をめざそうとするものである。
- ・自己と他者を共に大切にするインクルーシブ教育を推進することにより、様々な考え方や力を持つ一人ひとりが、互いに助け合い認 め合い、一緒に何かを創り出していく中で、より一層豊かな社会をつくり上げていくことができると考える。
- ・障害のある子どもも障害のない子どもも様々な力を持っており、そうした子どもたち全員の力を、関わる全ての人や関係機関・団体 などが協力してしっかりと引き出し、互いに認め合い共に育つインクルーシブ教育を進めていくことが重要である。

# 第1 滋賀のめざす特別支援教育

# 1 実施プラン策定の考え方

# (1) 本県特別支援教育のめざす姿

- ・障害のある子どもも障害のない子どもも、地域で共に生きていくために必要となる社会生活能力を身に付け、社会的・職業 的に自立し社会参加できる。
- ・障害のある子ども一人ひとりが、義務教育の段階においては「地域で学ぶ」ことを基本とし、就学後の成長や学習課題の進 展等により、その教育的ニーズに応じた学びの場を柔軟に選択することができる。
- ・「(地域で) 共に学ぶ」ことにより、様々な力を持つ全ての子どもたちが、障害のあるなしにかかわらず、互いの違いやよさ 等を認め合うことができ、地域社会の一員として心豊かに成長できる。

# (2)実施プランの位置付け

本プランは、「第2期滋賀県教育振興基本計画」ならびに「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン (基本ビジョン)」に基づき、 中長期的な視点に立って、特別支援教育を推進するための取組を、具体の実施計画として取りまとめている。

# (3) 実施プランの策定とその実施に向けた市町との協働

- ・実施プラン立案にあたっては、各市町との丁寧な意見交換のもと、それぞれの市町の教育資源などに留意しながら策定する。
- ・プランの実施にあたっては、各市町のニーズや教育資源などを踏まえるとともに、個々の課題に応じた県と市町との共同研 究等により、連携・協働し取り組む。また、併せて地域の特別支援教育推進の核となる人材の育成に努める。

# (4) 実施プランの期間

平成28年度から30年度 導入期 (研究・モデル事業の実施) 平成31年度から32年度 定着期(拠点地域での実施) 平成33年度から37年度

拡大期(県全体に広げていく)

・重点的に取り組む期間を平成28年度から平成32年度までの概ね5年間とする。

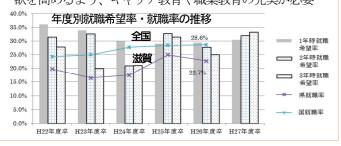
### (5) 進捗管理と実施プランの見直し

・毎年度、進捗状況を点検し翌年度以降の施策に反映させる。 ・3年を目途に必要な見直しを実施する。

# 2 現状と課題 (1) 卒業後の進路の状況

### 特別支援学校卒業生の就職率

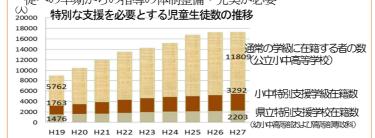
全国に比して、本県特別支援学校卒業生の就職率が低く、就 職希望者も3割程度 →卒業後の就労に向け生徒の就労意 欲を高めるよう、キャリア教育や職業教育の充実が必要



### (2) 児童生徒の状況

# 特別な支援を必要とする児童生徒の増加

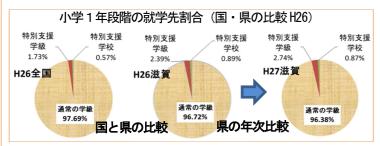
通常の学級に在籍する要支援児童生徒および特別支援学級・特別 支援学校在籍数が増加 →特に通常の学級在籍の要支援児童生 徒への早期からの指導の体制整備・充実が必要

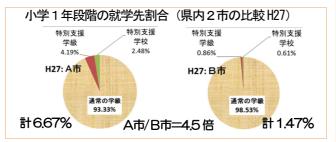


# (3) 就学時の状況

### 就学状況の問題

・本県義務教育段階の特別支援学校在籍数の割合が全国に比して高く(H26 全国: 0.68% 本県: 0.99%)、特別支援学校や特別支援 学級への就学率に市町間で大きな差がある。→各市町に共通した就学指導の体制整備が早急に必要





発達段階に 応じた指導

教育環境の 整備・充実

が成れ個人が能力を発揮しつつ 自立して大に社会に参加しまえ合う 共生社会の形成

(ンクルーシブ教育システムの構築と新しい学校づくり

社会的 職業的自立

共に学ぶ

適切な 就学相談

社会構造の変化 医療の進歩、職業構造の変化、価値観の転換等

教員の 資質能力向。

# 3 取組の方向性と各校園等の将来の姿

# (1)取組の方向性

- ・障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある 子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を
- ・「共に学ぶ」を基本の柱として、基本の柱を支える6つの柱ごとに具体の手立てを講じる。
  - 1 社会的・職業的自立の実現
- 2 発達段階に応じた指導の充実
- 3 教員の指導力や専門性の向上
- 4 教育環境の充実
- 5 教育における連携(役割分担)の推進 6 適切な就学相談の推進

# ・県と市町とが緊密に連携・協働してインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進める。 ・市町の教育資源等を踏まえ、各市町の課題に応じた共同研究やモデル事業等を通して取組を進める。

# 基本ビジョンにおける各校関等のイメージモデル 図2 本的考え方 ~きめ細かな鉱学・進路指導を通した社会的・職業的自立の実現 O 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ → 障害の思い子ともも含めて、可能な限り地域の学校で学ぶことをめざま O 一人ひとりの子どもが、自らの障害に応じて社会的・職業的に自立する → 日常生活や集団主活に必要な力を含し付け、障害や遺性に応じた実践を選択する **基础、分析的写** 类 保健·医療 や産業界等との 特別支援学校 分表達 ラ人最信事 ラ人最信事 (SST)等 #別支援 学者 発生 教主 小学校 2-6年 (新田東田 東京 東京 特別支援学校 (小学部) | 通常の学報 | 選挙の学報 特別支援学校 (功務和) 表案·世家 幼稚園·保育所等 保健・医療 福祉等との連携による早間からの一貫した支援体制の機能 京都体を20原理原分は、今後: 京洋流収が共産事業;は単純成 金額のこれがあるまたが。

# (2) 各校園等の将来の姿

# 幼稚園・保育所・認定こども園等

- ・ 県内どの市町においても、保護者への十分な情報の提供がなされ、本人・保護者が理解し 納得した上で、障害に応じた適切な就学先を決めることができる。
- ・ 障害のある幼児が地域の小学校への就学を積極的に選択できる。

# 小学校•中学校

- ・障害の種別や程度に関わらない、副次的な学籍制度や特別支援学校の分教室といった新た な仕組みの中で、地域で学びながら同時に専門性の高い指導を受けることができる。
- 教員の特別支援教育に係る指導力の向上と専門家の活用により、発達障害を含む障害のあ る子どもたちの学習上や生活上の困難さが軽減され、人間関係能力の向上が図られる。

- ・ ソーシャルスキルトレーニング等、生徒の障害特性に応じた指導により、社会生活能力を 向上させることができる。
- ・社会的・職業的自立に向けて、地域や企業と連携したキャリア教育・職業教育が行われる。 特別支援学校
- ・子ども一人ひとりが、自らの障害の状況に応じて生活の質を高めていくことができる。
- 障害の種別や程度に応じた専門的指導を受け、社会参加に向けた力を高めることができる。
- ・ 地域で学ぶ障害のある子どもが、専門的な指導を受けることができる「地域のセンター」 として活用される。

# 第2 具体の取組

# 1 社会的・職業的自立の実現

- 発達障害を含む障害のある子どもが、日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身に付け、社会参加のための知識や技能および 態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向けた指導を展開する。
- (1) 小中高の一貫したキャリア教育の実施(2) 小学校におけるキャリア教育の充実(3) 中学校におけるキャリア教育の充実
- (4) 高等学校におけるキャリア教育と職業教育の充実(5) 特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実

# 2 発達段階に応じた指導の充実

- 発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長をめざして、各学校園等における発達段階に応じた指導 (1) 各発達段階に共通した事項(2) 幼稚園・保育所・認定こども園等の段階(3) 小学校段階 の充実と改善を図る。
  - (4) 中学校段階(5) 高等学校段階(6) 特別支援学校各学部段階

# 3 教員の指導力や専門性の向上

- 発達障害を含む障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、<u>教員の指導力や専門性</u>
- 全ての学校園等における教員研修を充実させるとともに、各学校間の人事交流を促進する。
- (1) 管理職のマネジメント力の強化と教職員対象研修の実施(2) 指導力の向上をめざした専門家との連携、学校間の連携の推進
- (3) 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室等の担当教員の専門性向上(4) 専門性向上に係る研修・研究の充実

# 4 教育環境の充実

- 基礎的な教育環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの障害の状況に応じた合理的配慮を提供する。
- (1) 共に学ぶための新たな仕組みづくり(2) 小中学校における充実(3) 高等学校における充実(4) 特別支援学校における充実

# 5 教育における連携(役割分担)の推進

- インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町とが各々役割分担しながら、円滑な実施に向け連携協力して取り組む。
- 保健・医療、福祉、労働等の各関係機関や、家庭・地域、また企業等との連携協力により、学校卒業後の自立までを見据えた (1) 県と市町との連携(2) 家庭や地域、関係機関、企業等との連携 幅広い教育的支援を実現する

# 6 適切な就学相談の推進

- 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な就学相談・進路相談を実施する。
- 就学前から学校を卒業するまでの発達段階に応じた一貫した指導・支援ができるシステムを構築する。
- (1) (仮称) 県教育支援委員会の設置と充実 (2) 適切な就学相談システムの構築(3) 総合教育センターの相談支援機能の強化

第3 計画の目標とロードマップ 上記の6つの柱ごとに、具体の取組の「取組目標」や「年次計画」を整理

# 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告

# 令和3年1月

# 文部科学省

# I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。

・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、

- ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
- ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、 連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、

- ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
- ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現
- ・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

# Ⅱ、障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

# 1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

# 3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書(知的障害者用)の作成
- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・特別支援学校のセンター的機能(他の学校への支援)の強化

# 2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

# 4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・個別の教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の 提供など特別支援教育の充実
- ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

# Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

# 1. 全ての教師

- ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくり を研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

# 2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上

# 3. 特別支援学校の教師

- ・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の 見直し、コアカリキュラムの策定
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、 免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

# IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

# 1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応

# 2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- ・教師のICT活用スキルの向上

# 3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・特別支援教育の校務のICT化(項目の標準化に向けた参考となる資料の提示)

# 4. 関係機関の連携と情報の共有

・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

# V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

# 1. 就学前からの連携

・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

# 2. 在学中の連携

・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

# 3. 卒業後の連携

・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

# 4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位 置付けの検討
- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

# 5. 障害のある外国人児童生徒への対応

・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進